

別	岩松坪井	富重坪井	富重坪井	計
基本財産	六三〇四一	三三〇八〇	三三〇八〇	一三〇一〇一
基本財産	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇
基本財産	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇
基本財産	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇
基本財産	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇
基本財産	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇
基本財産	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇
基本財産	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇
基本財産	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇
基本財産	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇	三三〇八〇

元利合計1691円65銭と記入された昭和18年6月ごろの基本財産出納帳簿

明治の寄金250円

利子ふやすはずが蒸発

熊本市役所

月十日、当時、熊本市の市議や商議所議員だった丹辺総次郎、富重利平、迫源次郎、長崎茂平、岩松休三郎の五氏（いずれも故人）が市の特別基金として寄付している。丹辺氏が百十円、富重氏と岩松氏が各六十円、迫氏と長崎氏が各十円。そして、これに付けられた条件が①三百年間元利に触れてはならない②三百年に満たなくとも、元利が一億円に達したら市民十九年三月時点までは記載が残っているが、同年四月施行された同市基本財産蓄積条例による基金には繰り入れがなく、その後は「蒸発」していることがわかった。

昭和三十九年三月現在の元利は四千二百三十三円。明治三十九年の寄金当時の定期利率である年利六割を適用すれば、約六十年後の昭和三十九年には三十倍そこそこた

【熊本】『三百年間定期預金』たら、将来は何千万、何億倍に『？』——明治の末、こんな遠大な計画のもとに、大枚二百五十円を熊本市に寄金した五人のアイディアマンがいた。『元利一億に達したら市民の税金を支弁しよう』と云った夢いっぱいの条件付きで、この『三百年後のお年玉』は、永い眠りについた。いや、ついたはずだった。ところが、この『マネー・タイム・カプセル』熊本市の金庫からこつ然と消えてしまっている。——市の財産多額かる同市管財課も困り果てているが、このお金、ついに不明のまま越年となった。

『ホントに、どうなったんだらう』と、この寄金捜しが熊本市役所で始まったのは昨年秋。同市職員が市内を回って、ひょんなことから『あの寄金はとうなつてますか』と、古証文を持っていた五人の子孫の一人からたずねられたのがきっかけ。

『市政七十年史』にもちゃんと寄付行為の記載がある。

『エッ、そんなお金があったの？ 初耳だ』と管財課もビックリ。財政難の折だけに、大急ぎ帳簿類を確かめてみたが、現在の帳簿には利息はもとより、元金となる寄金いっさい記入がないとわかってミステリーに発展した。

の租税（所得税を除く）を支弁する。当時、熊本市長の年俸が千四百円、市議の一日の日当が五十銭だったというから、この寄金二百五十円はかなりの高額だ。現在の貨幣価値なら五十万円を超える。市の財産については一銭たりとも不明金が許されてはならない。明治末期のこの大金の『蓄積』。管財課は真っ青になった。

御用納めの二十八日まで管財課職員たちが毎年度の基本財産出納帳簿を調べたところでは、昭和三十九年三月時点までは記載が残っているが、同年四月施行された同市基本財産蓄積条例による基金には繰り入れがなく、その後は「蒸発」していることがわかった。

昭和三十九年三月現在の元利は四千二百三十三円。明治三十九年の寄金当時の定期利率である年利六割を適用すれば、約六十年後の昭和三十九年には三十倍そこそこた

『ホントに、どうなったんだらう』と、この寄金捜しが熊本市役所で始まったのは昨年秋。同市職員が市内を回って、ひょんなことから『あの寄金はとうなつてますか』と、古証文を持っていた五人の子孫の一人からたずねられたのがきっかけ。

『市政七十年史』にもちゃんと寄付行為の記載がある。

『エッ、そんなお金があったの？ 初耳だ』と管財課もビックリ。財政難の折だけに、大急ぎ帳簿類を確かめてみたが、現在の帳簿には利息はもとより、元金となる寄金いっさい記入がないとわかってミステリーに発展した。

の租税（所得税を除く）を支弁する。当時、熊本市長の年俸が千四百円、市議の一日の日当が五十銭だったというから、この寄金二百五十円はかなりの高額だ。現在の貨幣価値なら五十万円を超える。市の財産については一銭たりとも不明金が許されてはならない。明治末期のこの大金の『蓄積』。管財課は真っ青になった。

御用納めの二十八日まで管財課職員たちが毎年度の基本財産出納帳簿を調べたところでは、昭和三十九年三月時点までは記載が残っているが、同年四月施行された同市基本財産蓄積条例による基金には繰り入れがなく、その後は「蒸発」していることがわかった。

の租税（所得税を除く）を支弁する。当時、熊本市長の年俸が千四百円、市議の一日の日当が五十銭だったというから、この寄金二百五十円はかなりの高額だ。現在の貨幣価値なら五十万円を超える。市の財産については一銭たりとも不明金が許されてはならない。明治末期のこの大金の『蓄積』。管財課は真っ青になった。

御用納めの二十八日まで管財課職員たちが毎年度の基本財産出納帳簿を調べたところでは、昭和三十九年三月時点までは記載が残っているが、同年四月施行された同市基本財産蓄積条例による基金には繰り入れがなく、その後は「蒸発」していることがわかった。

「三百年間定期預金」

来年、もう一度調べ直すが……『と、思案顔だ。』